

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和六十一年七月奈良県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考3及び備考6中「精神障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。